

平成 30 年 7 月 13 日
学 生 部 学 生 課

平成 30 年 7 月豪雨に係る日本学生支援機構奨学金

緊急採用・応急採用について

平成 30 年 7 月豪雨により被災された学生およびご家族のみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法適用地域で被災された世帯の学生に対して、日本学生支援機構の奨学金の緊急採用・応急採用が対応されますので、貸与を希望する学生は学生課までご相談ください。

記

1 災害救助法適用地域

高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県、愛媛県、岐阜県の各市町村
(別紙参照)

2 適用地域の準用

- (1) 災害救助法適用地域の近隣の地域で同等の被害に遭った世帯の学生
- (2) 災害救助法適用地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生

3 貸与の始期及び終期

緊急採用 (第一種奨学金：無利子)

貸与始期 平成 30 年 7 月以降で申込者が希望する月

貸与終期 平成 31 年 3 月 (※)

※被災により奨学金貸与の必要な状態が引き続き生じる場合、1 年ごとに「緊急採用奨学金継続願」を提出することにより修業年限の終了月まで延長が可能

応急採用 (第二種奨学金：有利子)

貸与始期 平成 30 年 4 月以降で申込者が希望する月

貸与終期 修業年限の終了月まで

4 提出書類

被災 (罹災) 証明書及び大学の指示する書類

5 その他

採用を希望する学生は、予め学生課窓口へご相談ください。

以 上

災害救助法適用地域

高知県	安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、幡多郡三原村、幡多郡大月町
鳥取県	鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西栗倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町
京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町
兵庫県	豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡作用町、養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町
愛媛県	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町
岐阜県	高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村、岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町
福岡県	飯塚市
島根県	江津市、邑智郡川本町
山口県	岩国市